

令和4年度（2022年度）熊本県聴覚障害者情報提供センター運営業務委託事業実施要項

この要項は、令和4年度（2022年度）において、熊本県聴覚障害者情報提供センター運営業務委託事業（以下、「本事業」という。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第1条 本事業の名称は、「令和4年度（2022年度）熊本県聴覚障害者情報提供センター運営業務委託」とする。

（事業目的）

第2条 本事業は、聴覚障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、熊本県聴覚障害者情報提供センターの運営とこれに関連する事業を実施することとし、その具体的内容は、別記1事業仕様書に定めるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第4条 事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、別記2個人情報取扱特記事項を遵守すること。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別記1 事業仕様書

1 事業内容

熊本県聴覚障害者情報提供センター運営業務委託事業（以下、「本事業」という。）の内容は、熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）（以下、「条例」という。）第3条第3項に掲げる業務を実施することとし、その内容は、以下のとおりとする。

- (1) 聴覚障がい者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら聴覚障がい者が利用するものを作成し、若しくは収集し、又はこれらを聴覚障がい者の利用に供すること。
- (2) 手話通訳等を行う者の養成又は派遣を行うこと。
- (3) 聴覚障がい者に対する情報機器の貸出しを行うこと。
- (4) 聴覚障がい者に関する相談等を行うこと。
- (5) その他聴覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行うこと。

2 業務実施日及び業務実施時間

業務従事者の業務実施日及び業務実施時間は、以下のとおりとする。

- (1) 業務実施日は、条例第4条第1項に掲げる休館日を除く日とする。ただし、条例第4条第2項により、熊本県の承認を得て休館日を変更した場合はこの限りではない。
- (2) 業務実施時間は、条例第5条第1項に定める開館時間（午前9時から午後6時まで）に準じることとする（ただし、条例第5条第2項により、熊本県の承認を得て開館時間を変更した場合はこの限りではない）が、利用者の利便性等に配慮し、業務実施時間を変更することができるものとする。

3 配置人員等

- (1) 受託者は、本事業を円滑に遂行するための業務形態にあった適正な人数の職員を配置しなければならない。所長その他業務に必要な職員の基準は、以下のとおりとする。
 - ア 所長 1以上
 - イ 事務員 1以上
 - ウ 映像制作担当員 1以上
 - エ コミュニケーション支援担当員 1以上
 - オ 貸出試写担当員 1以上
- (2) 受託者は、職員が病気等で休んだ時の応援体制を確保し、業務に支障がないようにすること。
- (3) 受託者は、業務を円滑にかつ安定的に遂行するため、頻繁に職員を変更することがないようにすること。

4 業務報告

- (1) 受託者は、事業終了後速やかに実績報告書を提出し、県の検査を受ける。
- (2) 熊本県は、事業実施期間中及び事業実施期間終了後において必要と認める場合は、受託者に対し、この事業の状況等について必要な報告を求め、受託者はこれに応じるものとする。

5 その他

- (1) この仕様書に定める事項について、不便、不都合が生じ、あるいは改善の余地を発見した場合は、熊本県と受託者が協議して解決するものとする。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託団体は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、委託業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託団体は、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託団体は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託団体は、委託業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受託団体は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ熊本県の承諾を得なければならない。

(従事者の特定等)

第6 受託団体は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 受託団体は、熊本県の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務に関して知ることのできた個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託団体は、委託業務を処理するために熊本県から引き渡された個人情報が記録された資料等を、熊本県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受託団体は、委託業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、熊本県が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

受託団体は、熊本県の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、熊本県が受託団体に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10 受託団体は、委託業務を処理するために熊本県から引き渡され、又は受託団体自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料、電子媒体等は、委託業務完了後直ちに熊本県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、熊本県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受託団体は、委託業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、この契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県第66号)第44条又は第45条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第12 熊本県は、受託団体が委託業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託団体に対して必要な指示を行い、又はこの特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第13 熊本県は、必要があると認めるときは、受託団体が委託業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14 受託団体は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに熊本県に報告し、熊本県の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 熊本県は、受託団体がこの特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。